中 国 自 一 第 ２ ０ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 広島県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

中 国 自 一 第 ２ ０ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

一般社団法人 鳥取県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

中 国 自 一 第 ２ ０ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

一般社団法人 島根県旅客自動車協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

中 国 自 一 第 ２ ０ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 岡山県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

中 国 自 一 第 ２ ０ 号
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ ０ 日

公益社団法人 山口県バス協会長　殿

中 国 運 輸 局 長
（公　印　省　略）

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

・特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

中国運輸局公示第１５号

公　　示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第７０号）の一部を別添新旧表のとおり改正したので公示する。

令和７年５月２０日

中国運輸局長　金子　修久

○「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第７０号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
制定　平成１８年　９月２９日　中国運輸局公示第　７０号 改正　平成２０年　６月３０日　中国運輸局公示第　４１号 改正　平成２１年　９月３０日　中国運輸局公示第　８７号 改正　平成２５年　５月３１日　中国運輸局公示第　１２号 改正　平成２６年　１月２７日　中国運輸局公示第　８８号 改正　令和　６年　３月２６日　中国運輸局公示第１３１号 改正　令和　７年　５月２０日　中国運輸局公示第　１５号	制定　平成１８年　９月２９日　中国運輸局公示第　７０号 改正　平成２０年　６月３０日　中国運輸局公示第　４１号 改正　平成２１年　９月３０日　中国運輸局公示第　８７号 改正　平成２５年　５月３１日　中国運輸局公示第　１２号 改正　平成２６年　１月２７日　中国運輸局公示第　８８号 改正　令和　６年　３月２６日　中国運輸局公示第１３１号
公　　示 **一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について** 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１８年９月２９日 中国運輸局長　　神谷　俊広 記 １．～３．　　（略） ４．**事業の管理の受委託の許可**（法第３５条第１項） 平成１６年６月３０日付け国自総第１３９号、国自旅第７９号、国自整第５１号、平成２４年７月３１日付け国自安第５５号、国自旅第２３６号、国自整第７８号及び令和７年３月３１日付け国自安第２０７号、国自旅第３５２号、国自整第２７１号に定めるところによる。 ５．～９．　　（略） 附　則（平成１８年９月２９日）～（令和６年３月２６日）　（略） 附　則（令和７年５月２０日） この審査基準は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用する。	**公　　示** **一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について** 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１８年９月２９日 中国運輸局長　　神谷　俊広 記 １．～３．　　（略） ４．**事業の管理の受委託の許可**（法第３５条第１項） 平成１６年６月３０日付け国自総第１３９号、国自旅第７９号、国自整第５１号及び平成２４年７月３１日付け国自安第５５号、国自旅第２３６号、国自整第７８号に定めるところによる。 ５．～９．　　（略） 附　則（平成１８年９月２９日）～（令和６年３月２６日）　（略） （新設）

制定　平成１８年９月２９日　中国運輸局公示第　７０号
改正　平成２０年６月３０日　中国運輸局公示第　４１号
改正　平成２１年９月３０日　中国運輸局公示第　８７号
改正　平成２５年５月３１日　中国運輸局公示第　１２号
改正　平成２６年１月２７日　中国運輸局公示第　８８号
改正　令和　６年３月２６日　中国運輸局公示第１３１号
改正　令和　７年５月２０日　中国運輸局公示第　１５号

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成１８年９月２９日

中国運輸局長　　神谷　俊広

記

１．事業計画の変更の認可（道路運送法（以下「法」という。）第１５条第１項）

（１）　一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第６９号。以下「新規許可審査基準」という。）２．～８．、１０．の定めるところに準じて審査する。なお、新規許可審査基準９．（１）の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、新規許可審査基準９．（１）の定めるところに準じて審査する。

（２）　事業規模の拡大となる申請については、申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。

①　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）及び特定地域及び準特定地域にお

ける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

⑤ 申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。

⑥ 申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１２年運輸省・建設省令第９号）及び自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

２．事業の譲渡及び譲受の認可（法第３６条第１項）

（１） 事業を譲り受けしようとする者について、新規許可審査基準２．～１２．の定めるところに準じて審査する。

（２） 譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）第２２条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

（３）　対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続とすること。

３．合併、分割又は相続の認可（法第３６条第２項又は法第３７条第１項）

（１）　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、新規許可審査基準２．～１２．の定めるところに準じて審査する。

（２）　分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ新規許可審査基準３．（３）、４．（２）、５．（２）の基準を満たさない申請については認可しないこととする。

（３）　分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第９０号）附則第５条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成１２年法律第１０３号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。

（４）　合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第２２条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

４．事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項）

平成１６年６月３０日付け国自総第１３９号、国自旅第７９号、国自整第５１号、平成２４年７月３１日付け国自安第５５号、国自旅第２３６号、国自整第７８号及び令和７年３月３１日付け国自安第２０７号、国自旅第３５２号、国自整第２７１号に定めるところによる。

５．運送約款の認可（法第１１条第１項）

（１）　公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

（２）　道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第１２条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

６．協定の認可（法第１９条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

７．運賃等上限の認可（法第９条第１項）

平成１３年１２月５日付け国自旅第１１６号、１１８号で定めるところにより行うものとする。

８．挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

９．申請時期

認可及び許可の申請は、随時受け付けるものとする。

附　則（平成１８年９月２９日）

１．この審査基準は、平成１８年１０月１日以降に申請するものについて適用する。

２．平成１３年１２月２７日付け中国運輸局公示第１６４号「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」は平成１８年９月３０日限りでこれを廃止する。

附　則（平成２０年６月３０日）

この審査基準は、平成２０年７月１日以降に申請するものから適用する。

附　則（平成２１年９月３０日）

この審査基準は、平成２１年１０月１日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附　則（平成２５年５月３１日）

この審査基準は、平成２５年６月１日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附　則（平成２６年１月２７日）

この審査基準は、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附　則（令和６年３月２６日）

この審査基準は、令和５年１２月２８日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附　則（令和７年５月２０日）

この審査基準は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用する。

国 自 安 第 ２０７号
国 自 旅 第 ３５２号
国 自 整 第 ２７１号
令和７年３月３１日

各地方運輸局長　　殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第３５条第１項の規定に基づき、特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下同じ。）の管理の受委託の許可申請がなされた場合には、法第３５条第２項の規定によるほか、下記の基準により処理することとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー･タクシー連合会及び公益社団法人日本バス協会あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

１．用語の定義

（１）「特定自動運行旅客運送の管理の受委託」とは、法第３５条第１項の許可を受けて行う特定自動運行旅客運送の管理の受委託であって、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「道交法」という。）第２条第１項第１７号の２に規定する特定自動運行に係る事業の管理について委託者である一般旅客自動車運送事業者と以下の者との間で行われるものをいう。

①当該一般旅客自動車運送事業者が道交法第７５条の１６第１項に規定する特定自動運行実施者（以下「特定自動運行実施者」という。）である場合にあっては、当該一般旅客自動車運送事業者が作成した道交法第７５条の１２第２項第２号に規定する特定自動運行計画（以下「特定自動運行計画」という。）に記載のある者

②当該一般旅客自動車運送事業者が特定自動運行実施者でない場合にあっては、特定自動運行実施者

（２）「高速乗合バス」とは、道路運送法施行規則第３条の３第１号に規定する路線定期運行であって、同規則第１０条第１項第１号ロの運賃を適用するもの(注)をいう。

(注)：「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね５０キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」

２．受委託の範囲

（１）本通達にて定める受委託の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。この場合において、委託者と受託者との間で、特定自動運行計画、管理の受委託契約書、運用マニュアル等で具体的な判断及び対応を事前に取り決めたものに限り、受委託できることに留意すること。

①特定自動運行保安員の業務

②運行管理者の業務

（２）（１）①及び②の業務が受委託される範囲は、受委託に係る特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車（以下「特定自動運行事業用自動車」）の車両数の範囲内であること。

３．受委託の要件

【別紙１】に定めるところによるものとする。

４．特定自動運行旅客運送の管理の受委託における契約上及び不法行為上の責任

（１）受委託事業の実施は、全て委託者の名義で行い、旅客に対する契約上の責任は、委託者が負担するものであること。

（２）交通事故が発生した場合の被害者等に対する不法行為による損害賠償責任を委託者と受託者が負う場合にあっては、受託者が委託者と連帯して責任を負う旨を管理の受委託契約で規定するものであること。

（３）（１）及び（２）について委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げない。

５．委託料

委託料については、受委託に係る諸経費が含まれるものであり、その算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確にされていること。

また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う受委託内容の変更が行われた場合は、委託料を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされていること。

６．管理の受委託の期間

管理の受委託の期間は原則として２年間とし、その更新にあたっても同様とすること。なお、更新の申請は、当該期間の終了する２ヶ月前までにこれを行うよう指導すること。

７．許可にあたって留意する事項

（１）委託者及び受託者において、受委託に係る雇用等の労働条件に関し労使間で合意がなされていること。

（２）受委託の許可申請に際しては、委託者及び受託者双方の労使間による受委託に関する協定書、確認書等の提出を求めること。

（３）管理の受委託契約書に以下の事項を記載させるとともに、委託者の事業計画及び運行計画に当該事項を記載させ、その概要を示した書類を添付させること。

① 受託者が受託する事業所（以下「受託事業所」という。）の名称及び位置

② 受託事業所ごとに配置する委託に係る特定自動運行事業用自動車の車両数

③ 委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力

④ 高速乗合バスの委託にあっては、委託する高速乗合バスの系統

（４）受委託の内容が、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に適合したものであること。

（５）受託者は、委託を受けた管理について、特定自動運行計画に記載した者以外に再委託してはならないこと。

８．許可に付す条件及び期限

（１）管理の受委託の許可を行う際には、【別紙２】に定めるところによるほか、必要に応じてその他の条件を付すものとする。

（２）管理の受委託の許可を行う際には、当該管理の受委託の期間に応じた期限を付すものとする。

９．申請手続等

（１）管理の受委託許可申請及び変更届出にあっては、当該管理の受委託に係る委託者の営業所（以下「委託営業所」という。）が所在する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所。以下同じ。）に提出すること。

管理の受委託の許可に係る審査を行う際には、地方運輸局にあっては自動車交通部及び自動車技術安全部において、沖縄総合事務局にあっては運輸部陸上交通課及び車両安全課において

緊密に連絡を取り合い審査を行うこと。なお、受委託を行う業務としての適否に関する判断にあたっては、必要に応じて本省に協議すること。

（２）特定自動運行旅客運送に係る事項を含む運送約款を作成し、国土交通大臣の認可を受けること。

（３）管理の受委託の許可の申請は、事業許可の申請又は事業計画の変更申請と同時に行うことができる。

（４）管理の受委託により受託者が運送した際の運送収入、輸送人員等は委託者に帰属するものとし、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書等による委託者の報告の対象となること。

（５）許可を受けて行っていた管理の受委託を終了する場合には、運輸監理部又は運輸支局は、委託者の事業計画、運行計画等の変更手続を遺漏のないように行うよう委託者を指導すること。

１０．地方運輸局による指導

管理の受委託の許可を行う際、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、受委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られるよう、委託者及び受託者に対し、適切に指導を行うこと（高速乗合バスにあっては、「「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について」（平成２４年６月２９日付け国自旅第２１０号）に沿った表示を行うよう指導を行うことを含む。）。

１１．監査及び行政処分等の実施

（１）管理の受委託に係る監査、行政処分等の実施については、次によるものとする。

① 監査を行う場合には委託者あてに通知を行い、監査場所は、検査する内容により、委託営業所、受託事業所又はその両方とする。

② 行政処分等を行う場合には委託者あてに通知を行い、法第４０条に基づく車両停止及び事業の停止処分（以下「車両停止等」という。）を行う場合には委託者が保有する事業用自動車が対象となる。その際の違反点数は、委託者に付加する。

（２）委託営業所及び受託事業所が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたる場合にあっては、監査を実施する場合及び違反行為等が認められた場合には、当該営業所又は当該事業所を管轄する地方運輸局間において緊密に連絡を取り合うこと。

１２．その他

この通達の実施に係る細目については、必要に応じ、別に定める。

【別紙１】

特定自動運行旅客運送の管理の受委託の要件

１．委託者の要件

委託者は、以下の全てに該当する者であること。

（１）一般旅客自動車運送事業者であること。

（２）自らの責により、申請日前１年間及び申請日以降に、特定自動運行旅客運送の管理の受委託の許可の取消しを受けていないこと（ただし、当該取消しに関わりがない他の者との管理の受委託の許可に付された期限の満了後、引き続き、当該許可の範囲内で行う管理の受委託の許可申請を行う場合その他国土交通大臣又は地方運輸局長が認める場合にあっては、この限りではない。）。

２．受託者の要件

受託者は、以下の全てに該当する者であること。

（１）以下の①又は②に該当すること

①委託者である一般旅客自動車運送事業者が特定自動運行実施者である場合にあっては、当該特定自動運行実施者が作成した特定自動運行計画に記載のある者

②委託者である一般旅客自動車運送事業者が特定自動運行実施者でない場合にあっては、許可を受けようとする管理の受委託に係る契約の締結主体である特定自動運行実施者

（２）自らの責により、申請日前１年間及び申請日以降に、特定自動運行旅客運送の管理の受委託の許可の取消しを受けていないこと。

３．受委託に係る条件

（１）運送事業者として行われる業務について、委託者と受託者との役割分担を明確に切り分け、当該業務を実施すること。

（２）受託者及び委託者は、特定自動運行計画、管理の受委託契約書、運用マニュアル等について、事前に協議の上で定めること。

（３）受託者が旅客自動車運送事業者ではない場合において、受託者において法第２３条第１項に規定する運行管理者（以下「運行管理者」という。）に求める業務を行う者は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）第４７条の９に規定する旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有すること。

（４）委託者は、受託者において運行管理者及び特定自動運行保安員に求める業務を行う者に対し、法令の遵守及び安全確保に関する助言を行うこと。

（５）受託者において運行管理者に求める業務を行う者は、委託者に毎日業務の報告を行うこと。

（６）特定自動運行保安員に求める業務の全部又は一部を行う者は、委託者から必ず点呼を受けること。

（７）受託者において特定自動運行保安員又は運行管理者の業務を行う者は、特定自動運行保安員又は運行管理者に求める義務を遵守すること。

（８）一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託を行う場合にあっては、委託者は、受委託に係る特定自動運行旅客運送の運行基準図及び運行表を自ら作成すること。

（９）一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託を行う場合にあっては、委託者は、受委託に係る特定自動運行旅客運送の運行指示書を自ら作成すること。

（１０） 委託者は、特定自動運行事業用自動車の運行に関する状況を遅滞なく、かつ、適切に把握・判断し、受託者や旅客へ必要な連絡を行うことができる体制・設備を整備すること。

（１１）受託者は、事故、故障等により運行を中断した場合は、警察や消防への通報と並行して、委託者に連絡を行い、旅客の運送の継続について協議の上、対応を決定すること。この場合において、双方間における連絡系統に冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等について事前に定めておくこと。

（１２）安全上緊急に対処する必要のある事項等について、委託者から指示があった際にはその指示に従うこと。

（１３）特定自動運行計画、管理の受委託契約書、運用マニュアル等に取決めがない事象が生じた場合においては、協議の上、対応を決定すること。

（１４）受託者は、道交法第７５条の１６第１項に基づき特定自動運行計画を変更した場合には、速やかに委託者へ通知するとともに、委託者は変更後の特定自動運行計画の写しを委託営業所が所在する運輸監理部又は運輸支局に速やかに提出すること。

４．法令遵守状況等の確認等

受委託に係る特定自動運行旅客運送の管理に関し、受託者が法その他関係法令に違反する行為を行った場合には、次のような措置を講じなければならないこと。

① 受託者は、直ちに当該行為について委託者に報告すること。

② 委託者は、受託者に対し直ちに必要な是正措置を講じるよう要求すること。

③ 受託者は、委託者からの是正措置の要求があった場合には、直ちにこれに応じること。

④ 受託者が是正措置の要求に適切に応じない場合、委託者は受託者との管理の受委託契約を解除すること。

５．安全確保措置

委託者が法第２２条の２第１項に規定する安全管理規程を定める一般旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

６．受委託に基づき使用する事業用自動車

「「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について」（平成２４年６月２９日付け国自旅第２１０号）に基づき、次の事項を受委託に基づき使用する事業用自動車の乗降口付近に旅客の乗降時に見やすいように表示すること。

①高速乗合バスである旨

②委託者の氏名又は名称及び委託者である旨

③受託者の氏名又は名称及び受託者である旨

７．苦情処理体制の整備

（１）運輸規則第３条第１項の規定に基づき、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明するための体制が整備されていること。

（２）（１）の苦情の申出を受け付けた場合には、委託者は、運輸規則第３条第２項の規定に基づき、当該事業用自動車の運行を管理する営業所において１年間保存すること。

８．交通事故への対応

（１）受託者は、委託に係る運行に際して事業用自動車が自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条に定める事故があった場合その他緊急事態において直ちに委託者に報告すること。また、委託者と受託者との間には緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。加えて、自動車事故報告規則第３条に規定する自動車事故報告書の提出は、委託者が行うこと。

（２）委託者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、運輸規則第２６条の２に基づき、当該事業用自動車の運行を管理する営業所において３年間保存すること。

（３）交通事故が発生した場合の被害者等への対応については、委託者が責任をもって実施し、受託者はこれに全面的に協力すること。

（４）受委託に係る事業用自動車について、その運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための損害賠償責任保険（共済）契約に委託者の責任において加入していること。

【別紙２】

許可に付す条件

管理の受委託の許可を行う際には、次の条件を付さなければならない。

（１）高速乗合バスについては、「「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について」（平成２４年６月２９日付け国自旅第２１０号）に沿った表示を行うこと。

（２）管理の受委託の許可に付された期限満了前に、管理の受委託契約が解除された場合には、委託者は、その旨を委託者の主たる事務所を管轄する地方運輸局長に文書により報告すること。

（３）国土交通大臣又は地方運輸局長が、法に基づき命令を発したときは、委託者は、その実施につきその責に任じるとともに、受託者はこれに全面的に協力すること。

（４）委託者又は受託者が管理の受委託の許可を受けた事業の実施に関し、法令、法令に基づいてした処分又は処分に付した条件に違反しその他公共の福祉を害する行為をしたときは、国土交通大臣又は地方運輸局長は、管理の受委託の許可の取消し又は停止をすることができること。

別　添

国 自 安 第 ２０７号
国 自 旅 第 ３５２号
国 自 整 第 ２７１号
令和７年３月３１日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

物流・自動車局長

特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 安 第 ２０７号
国 自 旅 第 ３５２号
国 自 整 第 ２７１号
令和７年３月３１日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

物流・自動車局長

特定自動運行旅客運送の管理の受委託について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。